

報道機関各位

古くなった空き家の解体費用を補助します！

良好で快適な住生活環境の保全や土地の利活用を図るため、空き家の解体に係る費用の一部を助成する補助金を、4月からスタートします。

【対象となる建物】

- 町内に存する空き家で、建築又は築造が昭和56年5月31日以前の建物
- 空き家の期間が概ね1年以上経過している建物
- 空き家に所有権以外の権利が設定されていない建物
- 公共事業による移転等の補助対象でない建物

【対象となる人】

- 空き家の所有者もしくはその相続人
- 所有者及びその世帯員全員が、町税等を滞納していないこと
- 解体工事を法人又は個人事業主に発注するもの

【対象となる工事】

- 空き家の全部を解体する工事
- 工事金額の合計が100万円を超える解体工事

【補助金額】**定額20万円****【その他】**

- 着工前の申請で、補助金申請年度内に工事を完了し、実績報告を提出してください。
- 補助金は対象者につき1回限りです。

添付資料 有 無 

企画振興課みのわ魅力発信室
(課長) 三井 清一 (担当) 河西 遼太
電話：0265-79-3111 (内線) 231
FAX：0265-79-0230
e-mail：miryoku@town.minowa.nagano.jp